

市野倉北町会 会則

平成29年7月1日改正施行

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は市野倉北町会と称し、大田区中央6丁目の池上旧道より北の区域4丁目、5丁目、池上1丁目の各一部で旧市野倉町に居住する世帯を以って組織する。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、地域社会の福祉を増進し、健康で住みよい明るい文化の町をつくり、明朗平和な町会であることを目的とする。
- 第 3 条 本会の事務所は会長宅に置く。

第2章 事 業

- 第 4 条 本会は目的達成の為に次の事業を行う。
- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 1. 会 計 部 | 本会の会計事務。 |
| 1. 総 務 部 | 本会の運営企画と他部に属さない事務 |
| 1. 防 犯 部 | 防犯思想の普及、街灯の管理、家庭防犯施設の徹底、警察署との連絡事項等。 |
| 1. 防火防災部 | 防火防災の指導、施設の徹底、消防署との連絡事項等。 |
| 1. 交 通 部 | 交通安全の普及、指導に関し、警察署との連絡事項等。 |
| 1. 青 少 年 部 | 青少年の健全育成と補導に関する事項等。 |
| 1. 福祉厚生部 | 町内の美化衛生と会員の福祉に関する事項等。 |
| 1. 神 社 部 | 太田神社関係に関する事項等。 |
| 1. 文 化 部 | 会員の文化向上に関する事項等。 |
| 1. 婦 人 部 | 町会費、諸募金の集金及び集計、区報、回覧の配布等。 |

第3章 会 費

- 第 5 条 本会の運営は会費、区の助成金、諸募金等の手数料でまかぬ。
- 第 6 条 ① 本会の会費は一世帯当たり月額150円以上とする。
但し、物価の高低により総会の議決で変更することが出来る。
- ② 会員が脱会した場合といえども、既納の会費は払い戻さない。

第4章 役 員

- 第 7 条 本会は次のような役員を置く。
① 会長 1名 ② 副会長 6名以内
③ 監事 2名以内 ④ 部長 各部1名
- 第 8 条 会長、副会長、監事は総会で出席者の総意に基づき選出する。
- 第 9 条 各部の部長は会長が任命する。
副部長及び部員は部長が推薦し、会長が任命する。
又、外郭団体役員はこの条文に準ずる。
- 第 10 条 会長は本会を代表し、会務を処理する。
- 第 11 条 副会長は会長を補佐し、会務を分担する。又会長事故ある時はその職を代行する。
- 第 12 条 会長、副会長、各部長は役員会を組織し会務を審議する。
- 第 13 条 部長及び副部長はその部の運営を担当する。
- 第 14 条 監事は会計監査を行い、役員会に出席することが出来る。
- 第 15 条 ① 本会の役員の任期は2ヶ年とする。但し再選は妨げない。
② 役員人事発令は総会開催月の翌月の1日とする。
- 第 16 条 役員に欠員が生じた場合は役員会において推薦し、会長が任命する。
任期は前任者の残任期間とする。
- 第 17 条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。顧問及び相談役は役員会の承認を得て会長より委嘱する。

第5章 集 会

- 第 18 条 本会は次のような集会をする。
① 定期総会 ② 臨時総会
③ 役員会 ④ 部会
- 第 19 条 定期総会は毎年年度末直後3ヶ月以内に開く。
- 第 20 条 臨時総会は会長が必要に応じ招集して開く。
但し、急な場合は役員会を以ってこれに替えることが出来る。
- 第 21 条 集会の議決は出席者の過半数の賛成で決める。

第6章 会 計

- 第 22 条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とし、総会で次の承認をうけるものとする。
① 収支決算 ② 収支予算

第7章 附 則

- 第 23 条 本会則は総会の議決により変更することが出来る。
第 24 条 本会は必要ある時は、別則を設けることが出来る。

内 規

- 第 1 条 会員の不慮の罹災には会長または副会長が会を代表して、金品を贈り慰問することが出来る。
第 2 条 会員（名義人）及びその同居家族の死去の場合は、下記の香料を贈り弔慰を表する。 3,000円也

昭和 54 年 7 月 1 日施行
平成 2 年 5 月 1 日一部改正施行
平成 7 年 4 月 1 日一部改正施行
平成 19 年 7 月 1 日一部改正施行
平成 23 年 7 月 1 日一部改正施行
平成 26 年 6 月 1 日一部改正施行
平成 26 年 7 月 1 日一部改正施行

別 則 (個人情報保護法の遵守)

市野倉北町会 個人情報取扱方法

(会則第7章第24条により平成29年6月11日定期総会議決)

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町会活動において、個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料又は町会掲示板及び回覧で、会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは、「入会申込書」などにより、同意を得て会長に提出された、個人が特定される事項とする。

(同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情より個別の項目又は全ての項目について、同意を取消すことが出来る。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄又は削除しなければならない。ただし、会員名簿として、既に会員に配布しているものに対しては、削除の連絡をすることとし、これに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) 町会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理し、副会長・監事・会計は閲覧することが出来る。

2 不要となった個人情報は、会長が裁量し、副会長に其の旨を通告の上、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第8条は「個人情報の保護に関する法律」第23条に規定されている)

平成29年7月1日施行